2　前項の手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号から第十二号まで及び第十四号の業務　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

イ　その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合　千百円

ロ　その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合　七百三十円（深夜における勤務時間が二時間に満たない場合にあつては、四百十円）

二　前項第十三号の業務　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

イ　その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合　千六百円

ロ　その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合　千六十円（深夜における勤務時間が二時間に満たない場合にあつては、六百円）

（刑務作業監督等手当）

第二十八条の二　刑務作業監督等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一・二　（略）

三　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、入国者収容所又は地方出入国在留管理局に所属する職員のうち公安職俸給表の適用を受ける職員（人事院の定める職員を除く。）が正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し人事院が定める特別な事情の下で被収容者の戒護又は施設の警備の業務に従事したとき。

2　（略）

（犯則取締等手当）

第二十八条の五　犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一　（略）

二　入国者収容所又は地方出入国在留管理局に所属する職員が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に違反した疑いのある外国人について、違反調査の取調べ又は収容のため、住居等に立入つて身柄を確保する業務で人事院の定めるものに従事したとき。

二の二　入国者収容所又は地方出入国在留管理局に所属する職員が出入国管理及び難民認定法第五十二条の規定に基づく退去強制令書の執行の業務のうち退去強制令書の発付を受けた者を送還先に護送する業務に従事したとき。

三～十二　（略）

2・3　（略）

（小笠原業務手当）

第三十一条　小笠原業務手当は、平成三十六年三月三十一日までの間、小笠原諸島（孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。以下同じ。）に置かれる官署に所属する職員が、当該官署の所掌する業務（小笠原諸島以外の地域における業務を除く。）に従事したときに支給する。

2・3　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

2　前項の手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合　千百円

二　その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合　七百三十円（深夜における勤務時間が二時間に満たない場合にあつては、四百十円）

（刑務作業監督等手当）

第二十八条の二　刑務作業監督等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一・二　（略）

三　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、入国者収容所又は地方入国管理局に所属する職員のうち公安職俸給表の適用を受ける職員（人事院の定める職員を除く。）が正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し人事院が定める特別な事情の下で被収容者の戒護又は施設の警備の業務に従事したとき。

2　（略）

（犯則取締等手当）

第二十八条の五　犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一　（略）

二　入国者収容所又は地方入国管理局に所属する職員が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に違反した疑いのある外国人について、違反調査の取調べ又は収容のため、住居等に立入つて身柄を確保する業務で人事院の定めるものに従事したとき。

二の二　入国者収容所又は地方入国管理局に所属する職員が出入国管理及び難民認定法第五十二条の規定に基づく退去強制令書の執行の業務のうち退去強制令書の発付を受けた者を送還先に護送する業務に従事したとき。

三～十二　（略）

2・3　（略）

（小笠原業務手当）

第三十一条　小笠原業務手当は、平成三十一年三月三十一日までの間、小笠原諸島（孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。以下同じ。）に置かれる官署に所属する職員が、当該官署の所掌する業務（小笠原諸島以外の地域における業務を除く。）に従事したときに支給する。

2・3　（略）